



2018年11月12日

各位

会社名 株式会社やまびこ
代表者名 代表取締役社長執行役員 永尾 慶昭
(コード 6250 東証第一部)
問合せ先 管理本部総務部長 安田 一範
(TEL 0428-32-6111)

当社及び当社の子会社の従業員に対する譲渡制限付株式付与のための 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2018年11月12日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2019年4月26日		
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 174,700株		
(3) 処分価額	1株につき1,314円		
(4) 処分総額	229,555,800円		
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の従業員	1,335名	133,500株
	当社の子会社の従業員	412名	41,200株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。		

2. 処分の目的及び理由

当社は、2008年12月1日に株式会社共立と新ダイワ工業株式会社の共同持ち株会社として設立してから本年で10周年を迎えるにあたり、当社および当社の子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対し感謝の意を表すとともに、今後も持続的な企業価値向上に向けて経営参画意識を高め、株主の皆様との株価変動のメリットとリスクを共有することを目的として、対象従業員に対し、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入するため、本自己株式処分を行うこととしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象従業員は、本制度に基づき当社又は当社の子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員1,747名に対して金銭債権合計229,555,800円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式174,700株を付与することといたしました。ま

た、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を4年程度としております。

なお、対象従業員は当社に対して本金債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2019年4月26日（払込期日）から2023年1月4日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の使用人又はその他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象従業員が定年その他正当な事由により退職した場合もしくは対象従業員が当社又は当社の子会社の人事異動により海外居住者となる場合の取扱い

対象従業員が、当社又は当社の子会社の使用人又はその他これに準ずる地位のいずれの地位からも定年その他正当な事由により退職（死亡による退職を含む）した場合には、本割当株式の全部について、対象従業員の退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。また、対象従業員が当社又は当社の子会社の人事異動により海外居住者となる場合には、本割当株式の全部について、異動が決定した日より10営業日経過した後に、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、対象従業員が、当社又は当社の子会社の使用人又はその他これに準ずる地位のいずれの地位からも定年その他正当な事由以外の事由により退職した場合には、本割当株式の全部について、対象従業員の退職の直後の時点をもって、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2018年11月9日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である1,314円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情の無い状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。